

令和2年第1回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和2年1月27日

閉会 令和2年1月27日

熊本県球磨郡湯前町

令和2年第1回臨時会

会 期 令和2年1月27日(月) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
1	27	月	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和2年第1回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和2年1月27日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第1号	工事請負契約の変更について
日程第4	議案第2号	湯前町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第3号	湯前町農業振興検討委員会設置条例の制定について
日程第6	議案第4号	令和元年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について
日程第7		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
10番 倉本豊	

3. 不応招議員

9番 山下力

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課	長	高	橋	誠	誠	会	管	者	愛	甲	正	之
税務町民課	長	堤	田	真由美	美	計	理	長	北	崎	真	介
保健福祉課	長	白	川	一雄	雄	教	課	長	皆	越	克	己
企画観光課	長	本	山	りか	か	建設水道課	長	長	稲	森	一	彦
農業委員会事務局	長	吉	田	精二	二	農林振興課	長	長	伊	藤	賢	一郎
						整備係	長					

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第1回湯前町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

また、9番山下議員から、欠席届が提出されております。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、遠坂議員、椎葉議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 次に、日程第3、議案第1号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、皆様方おはようございます。お世話になります。

それでは、議案第1号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。湯楽里空調設備改修工事契約について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願います。

○企画観光課長（本山りか君） 議案書の1ページをお開きください。次のとおり工事請負契約を変更するものでございます。

1、契約の目的につきましては、湯楽里空調設備改修工事。変更前でございますが、これにつきましては、変更がございません。

2、契約の方法でございますが、変更前、指名競争入札。変更後も変わりはありません。

3、契約の金額でございますが、変更前、8,248万6,800円でしたが、変更後につきましては、8,370万3,407円となりました。121万6,607円の増額となります。この工事契約の金額の変更につきましては、工事を進めます中で、機械設備や電気設備につきまして、それぞれ変更を行いましたため、全体的に増額となったものでございます。裏面に仮変更契約書の写しを添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○6番（金子光喜君） 変更された点について、もう少し詳しくご説明いただいてよろしいですか。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほど、全体的に増額となったものでございますと申しました内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず主な増の要因でございますが、これにつきましては、本館のエアコンの台数ですね、これにつきまして見直しを行いまして、3台増加いたしております。

また、コテージ6棟ございますが、これにつきまして、工事を進めます中で、どうしても老朽化が激しく対応ができなかったということございまして、6台を増加しております。これが主な増の要因ございまして、また反対に、一方で、減の主な要因でございますが、工事を進めます中で、いろんな建築工事ですとか、ほかの工事がございしますが、その工事と共用できて、足場の設置が不要になったということが一つございます。

それからもう一つ、既存装置ですね、デマンド配管の配線設備ですとか、そういったことにつきまして既存の装置を使用できることになったことから、そちらのほうの減額が発生しておりまして、それを併せまして、相殺しまして、全体的に120万円程度の増額となったものでございます。

以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 今の説明の中で、増額した金額と減額した金額についてお知らせいただきたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） まず、増額分でございますが、エアコンの設置台数の増額の分でございます。こちらにつきまして、約480万円程度になってございます。

減額の主な要因といたしまして、足場の設置ですね、これが要らなくなったこと、これにつきましての減額が、約350万円程度でございます。

それと、既存装置が使用可能になったということによります減額分が200万円程度

でございます。併せまして、120万円程度の増額ということになります。

○2番（椎葉弘樹君） まず、本館の3台のエアコンについては、これは今回の更新に伴って足りていない部分なんでしょうか。それとも、効き目が悪くて、ちょっと増やさなくては対応ができなかった部分でしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 本館につきましては、3台の増設ということでございますが、その内2台につきましては、2階の廊下部分でございます。これは、全体的なやっぱり能力が足りなかったということに結果となりましたので、これを2台増加させていただいております。

それともう1台でございますが、これはレストランのステージ下、こちらのほうが、いろんなイベントがございます際にですね、着替え等にご利用いただけるお部屋でございます。こちらのほうも、やはりどうしても工事を進める中で必要になってきたということで、こちらの1台の増設となりましたことから、合計、合わせまして3台の増設ということになります。

○2番（椎葉弘樹君） 次にコテージの6台なんですが、これは当初は、この老朽化したエアコンを継続して使う考えだったんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、当初は使う予定でしていたんですけども、やはり専門的に見ていただきましたときに、どうしても老朽化でですね、対応できないということになりましたので、こういった結果になっております。

○2番（椎葉弘樹君） 老朽化で対応できないというのは、年数が経ちすぎて交換する部品等が足りなかったのか、もうちょっと具体的な理由をお知らせください。

○企画観光課長（本山りか君） 見ていただきます中で、やはり水滴等も落ちたりとか、今後、維持管理におきましてですね、やはりこの際、替えていたほうが、維持管理面でどうしても入れ替えたほうがいだろうという専門家の方々の結論を見まして、替えることにしたものでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 今のエアコンの件ですけども、これは大規模な改修工事ですよ、この湯楽里の改修工事においては、事前に見積りを、見積設計、実施設計されたと思いますけれども、この見積り時点のときに、経年劣化のことを言われているんだろうとは思いますが、これは見積りの中では、もう大丈夫ということでされていたんでしょうか。再度、検証されたんでしょうけども、実施業者が検証して、見積りした、実施設計した、多分監査ばしとんなはっとは思いますが、監督しとんなはっとは思いますが、そこの方の意見の変更があったというふうに考えとってよかったですかね。

○整備係長（伊藤賢一郎君） 今のご質問ですけども、当初の設計の中で、一応、施

設側と実施設計をしております業者さんと、打ち合わせをさせていただきながら、当初設計は組み上げさせていただきました。

しかしながら、その運用、工事をする中でですね、また施設側からのいろんな要望がかなり増えておりまして、今回のコテージのエアコンについても、やはりお客様のほうから、ちょっとこういう苦情が出ていますという話ですね、入札が終わった後に現場のほうから聞こえてきましたもんですから、現地をまず確認させていただいて、コテージの場合については、「水滴が落ちますので、この下には荷物を置かないで下さい」という貼張り紙をしてありまして、今後の運用をする中でですね、早急に対応したほうが、エアコンの寿命もありますけれども、今回の工事で入れ込みさせていただいたところでございます。

○3番(森山 宏君) はい、あの確認ですけれども、この見積り、実施設計のときの見積りのときにも、それは大丈夫ということでしたということですよ。今回はそういう現場の声を聞いて変更になったと、曰く、その剰余金が発生したので、だけんこれを業者側から言われたので、それば見てやろうかというふうなことではないんですよ。

○整備係長(伊藤賢一郎君) 今の質問ですけれども、やはりあの、現場との打ち合わせをかなり2週間に1回の工程で施設側ともやりまして、どうしても剰余金が余ったからという話ではなくて、施設全体の維持管理を考えたときに、この大規模改修で対応したほうがいいのではないかとこのところで、コテージの部分については追加をさせていただいております。

また、先ほど本山課長からもありましたとおり、廊下の部分につきましては、やはり全体的に廊下の冷えが悪いというお客様の要望もありまして、今回の追加となっております。以上です。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、「工事請負契約の変更について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉本 豊君) 起立全員。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 湯前町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第2号、「湯前町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第2号、湯前町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度に、1棟3戸建の若者定住のための住宅を建設したところでございますが、令和元年度におきましても、同様に、新たに1棟3戸建の若者定住の住宅を建設しましたので、その条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第2号、湯前町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

昨年度に1棟目を建設し、本年度2棟目を建設中の若者定住促進住宅について、別表1の戸数などの追加に係る一部改正になります。

新旧対照表によりご説明いたします。5ページをご覧ください。左側が改正後になり、下段の下線部分が追加になります。建設年度から備考欄まで、令和元年度、木造平屋建、3戸、42.42平方メートル、1棟3戸建の追加です。令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○6番（金子光喜君） 確認ですけれども、あの場所についてが、非常にグレーなところにありまして、中里1区ですかね、と下染田の境界線上に確かあるかと思ひます。2棟ございますので、現状では確か住所的には中里に入るのかなと思ひますけれども、新しく造っておられる棟に関しましては、どういった考えでおられるのかをまずお聞かせください。

○建設水道課長（皆越克己君） 平成30年度から建設中の部分でありますけれども、建設前におきまして、地域の方についてご確認、区長さん等にも確認といたしますか、お話をさせていただいたときに、現在中里2区というところで、地域的に入っておられるということですので、そちらの方向で、現状とすれば同じく地域に入ってくるのかなと思っております。

○6番（金子光喜君） 若者の少ない状況というのは、どこも一緒だと思ひます。2棟あるのであれば、非常にグレーなライン上でもありますので、例えば、1棟部分は、中里でも構わないかと思ひますけれども、もう1棟部分は隣の下染田でも扱っていただく

かたちでもいいのかなど私は思っておりますが、見解をもう一度お聞かせください。

○建設水道課長（皆越克己君） 現状といたしましては、同じ住宅ということでもありますので、一体的な管理と申しますか、そういうこともあったときには、一体的な地域というほうがいいのかなど思っております、そのようなことで地域の方にもご理解いただいているのかなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、「湯前町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 湯前町農業振興検討委員会設置条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第3号、「湯前町農業振興検討委員会設置条例の制定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第3号、湯前町農業振興検討委員会設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。本町農業の振興施策、計画と推進、調査及び検討を行うため、湯前町農業振興検討委員会を設置したく、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案第3号、湯前町農業振興検討委員会設置条例の制定についてご説明いたします。議案書7ページをお願いいたします。

本町の基幹産業は農業です。そして、将来にわたっても基幹産業は農業であることには間違いのないと考えます。その中で、農業従事者の高齢化、担い手不足などのほかにも、TPP11など、農業を取り巻く内外の環境は厳しい状況であります。農地の集積、集約、担い手の育成のほか、現場の農業者からの問題点も伺い、課題として受け止め、調査及び対策を検討し、その結果を答申するために、農業振興検討委員会設置条例を制定するものです。

第1条に、設置として、基幹産業である農業における問題解決のため、本町農業の振興施策、長期的計画・推進に必要な調査及び検討することを目的として、湯前町農業振興検討委員会を設定するものとしています。

第2条では、委員会の所掌事務として、町長の諮問に応じ農業の振興施策、長期的計画、推進等について調査及び検討を行い、その結果を町長に答申するものとしています。

第3条は、第1項に委員の組織として、委員10人以内で組織するものとしております。第2項に委員として、担い手農家、新規就農者、農業後継者、球磨地域農業協同組合湯前選出理事、湯前町農業委員会委員、そのほか町長が特に認める者とし、町長が委嘱するものとしています。この中で、担い手農家、新規就農者、農業後継者の方々については、若手の方に参画してもらい、多くの意見を出してもらいたいと考えています。

第4条では、委員の任期は3年とするとしております。

第5条では、委員会に、委員長及び副委員長の各1名を置くとし、その職務などの規定を設けています。

8ページをお願いいたします。第6条では、会議は、委員長が招集するものとし、議会の開催にあたっての規定を設けております。

第7条では、委員会の庶務は、農林振興課において処理するとしています。

第8条に、委員の規定を設けています。

また、附則としまして、この条例は交付の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） 一応ですね、質問させていただきますが、この委員会の設置につきましても、私も非常にいいのかなというふうに考えているところでございますが、今後の湯前町農業をやっぱり活性化するために必要な委員会と思っております。

設置条例の第3条につきまして質問いたします。委員構成の（6）ですが、町長が特に認める者となっています。町長としてどのような方を考えられるのか、お尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 現況、この第3条の担い手農家から農業委員会の委員というかたちで、私としては、この10名で組織したいというふうに、実は考えておったところございまして、この最後の6号の部分の町長が特に認める者というふうにならうところございまして、ここは先ほど申しましたように、1号から5号までの委員さんで当分の間は構成させていただけないかということで、私としては考えていたところございまして。

○1番（遠坂道太君） はい、今、湯前の農業もですね、非常に切羽詰まったところに来ているところでございます。その中で、やはりこう町長も所信表明の中でうたってお

られますように、AI等の最新技術を活用するスマート農業の可能性を調査、実証実験などについて調査検討、それと消費者目線に立った魅力ある農業として、農産物に付加価値を付けるために、農商工連携による加工品等、生産振興、販売ルートの開拓ということを表明されております。

そういうことを表明されたのであればですね、それに沿った中で、やはりこう内部の目で見るとはなくて、外部の目でやはり見てもらうというのも、一つの考え方ではないかと私は思っているところでございます。そういうことであれば、やはりいろんな町外の消費者の方とか、また農業振興に長けている農業技術者の方とか、また販売ルートを開拓するのであれば、必要な方の採用等も考えてはどうか、それについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 遠坂議員、私も全くそのとおりでございまして、今後この条例が可決いただきました後には、先ほどから言っております1号から5号の中で、候補者を選定させていただきまして、辞令というかたちになるわけですが、今おっしゃる部分の、この6号の部分、これについても、改めてちょっと考えさせていただいて、選考させていただければというふうに思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） そのようなかたちで取っていただければ結構かと思えますけれども、やはり1から5の方もですね、やはり意見のほうもお聞きしながら、選定をしていただければと思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 第1条の設置目的について伺います。まず、本町農業の振興施策、今考えておられる具体の施策がありましたら、お示しいただきたいと思えます。

○農林振興課長（稲森一彦君） たくさんの課題があろうかと思えます。その中でも考えていかなければならないことは、優先順位もどれがどれとは付けにくいんですけども、今、認定農業者といわれる方については、50名ということになっております。この数字は、ほぼずっと推移しておりますけれども、また、この認定農業者の方においては、平均年齢が大体67歳というところになっております。新規就農者の方については、ここ20年間に20名というところですので、まず、高齢化問題、担い手問題、それに関する施策も新年度予算でも考えて行きたいなというふうには思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 担い手に対する施策等も含めて、課題がたくさんあるというご答弁でした。

次に、長期的計画といったところは、どの計画を指しておられるのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） やはり、担い手の関係になろうかと思えます。この中でもですね、新規就農者の減少とか、農業者の高齢化に伴う担い手の不足とかいうこと

で、このことによりまして、農地の流動化への推進等も検討していかなければならないというふうに思います。

そこにまた各種の補助事業などの投資、集中的な投資になることもあろうかと思えますけれども、そういうことを計画として考えていきたいなというふうには思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） それでは、これは、この計画というのは、総合計画であつたり総合戦略ではなく、これから策定していく計画のことを意味しているということでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 総合計画等ではなくて、これはこれで大きな課題として捉えていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） この前提を含めて、町長のほうに伺いたいと思います。

遠坂議員の関連になりますが、当初10人以内ということではありますが、もうこれは当初から10人を決めて実行されていくお考えなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 10名以内というかたちになっておりますので、先ほど言いましたように、候補者を今後選定させていただきまして、以内というところで持っていければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 一般的に生産性の高い会議というのは、4名から6名というふうに言われております。これは、議論が拡散しなかったり、速やかな意思決定ができるからだと言われている。

例えば、この委員会においても、10名以内となっておりますので、例えば、立ち上げ当初は4人から6人程度のコアなメンバーを集めて、そして、先ほど稲森課長からありましたとおり、いろんな課題がありますので、その課題に応じた適材適所の人材を数名呼んで、委員会活動を行っていくというような展開もあるのかなと思っています。

それについて、町長はどのように進めていかれる考えなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私が思っているのはですね、まず担い手農家ということでございますので、やっぱり、今、椎葉議員がおっしゃるように、代表的な担い手農家を候補者に挙げさせていただければと、それから新規就農者というかたちでも私としては非常に、今後の担い手、後継者というかたちでございまして、大事なセクションになってくるのではないのかなと、かようにも思っておりますし、それから、農業後継者というのは、あくまでもその担い手農家の一つ手前といいますか、ちょっと表現がおかしいかもしれませんが、順次したようなかたちで、今、農業を続けてらっしゃる方ということでございまして、少数精鋭という考え方もあろうかと思えますけれども、私としては先ほど言いましたけれども、候補者を今後選定させていただきますので、今、ご意見をお伺いいたしましたので、そこらへんも含めたところで、今後の検討課題ということで

答弁をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） この新たに作られる委員会ですね、これの立ち位置がちょっと分かんないんですけども、各ここに列記されているところで、農業振興政策に対しては、全部考えられている委員会がありますよね、認定農業者にしても、農業委員会関係にしても。新たにこの作られる委員会の立ち位置というのは、どういうふうに捉えとったらよかったですか。

○町長（長谷和人君） これ前段のところで、議員の皆様ご記憶があるかと思いますが、今の農業再生会議になりましたのが、もう5年位になるんでしょうかね。実は、その前には湯前町の農業本部委員会というのが、実はあったわけでございます。

それが、農業再生という考え方で変わりました、その本部委員会というのは、実はこっちに移ってしまったという改名がございますので、私はその本部委員会のバージョンがこっちに移ったという考え方で、私としては理念としては思っている次第でございますので、今、おっしゃるような立ち位置ということになりますと、私としては、今後施策を打つにあたり、若しくは長期ビジョン、さっき質問がございましたけども、そこらへんも含めながら、今回選定していただきます委員の皆様方のご意見を伺いながら、その中で、揉んでもらって、そしてそのベストな部分だけをチョイスさせていただいて、農業振興の施策を打っていかうかという立ち位置で、私としては考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 森山議員の関連ですけども、ということは、農業再生協議会というのは、今後廃止されて、こっちのほうにいくのか、といったところはどうでしょう。

○町長（長谷和人君） あの、再生のほうはですね、これは国の出先機関、国からの法律上の部分の明記がございますので、そちらのほうはそのまま残ります。これ、あくまでも本町の単独で農業の、先ほど言いました本部委員会という部分がございますので、私としてはそちらのほうは、そのまま残りますけども、単独でこういうふうな委員会を立ち上げさせていただいて、その中で、議論をさせていただこうと、そういうこと立ち位置での条例ということでご理解いただければと思います。

農業再生のほうについては、ちょっと農林振興課長のほうから説明をさせますので、そこらへんの位置ですね、ちょっと説明してください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農業再生協議会、これは国の経営所得安定対策に関するものが主になってきますけれども、この経営所得安定対策につきましては、県のほうも県のほうの再生協議会というのがあります。その中で、経営所得安定対策関係のこと、そしてまた町の再生協議会として経営所得安定対策については、県の協議会とか、国のほうに、いろんな補助事業を上げていくようになっておりますので、またそういうふう

なかたちで、再生協議会は再生協議会で必要ということになってきているというところ
でございます。

○2番（椎葉弘樹君） これは9月の一般質問の中で、山下議員の一般質問の中でも取
り上げられた事項です。農業再生協議会というのは、本町においては9つある目的の中
で、経営所得安定化の事業しか取り組めていなかったという、そういう答弁でした。主
にですね、ほかの8つの事業についてできていなかったのもので、今後どうしようかと
いったところで、新しい組織を立ち上げてはどうかというご提案があって、町長のほう
で、検討されたのが、この今回提案されている委員会だと思っています。そうしたとき
に、似たような協議会が立ち上がるわけで、じゃあこの立ち位置というのが、わからな
いので森山議員から質問があったんだと思います。

この立ち位置をですね、やっぱりしっかり明確に定めてあげる必要があると思ってい
るんですが、これはどのように棲み分けをしていくんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 再生協議会と先ほど言いました経営所得安定対策とい
うふうなことで、国からのいろいろ事業であったりが主なものになってきます。

今回立ち上げます、今回お願いしております湯前町農業振興検討委員会につきましては
は、町独自の新たな、いろいろな農業に関係する検討する場というふうなことでござい
ますので、ここらへの棲み分けはしていきたいというふうには思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 例えば、農業再生協議会の9つの目標の中の一つに、担い手の
育成、確保というのもあります。

ということは、国からの事業については、再生協議会で、そして町独自の施策は今回
提案されている委員会の中で、というふうに分けて協議されるということですか。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○農林振興課長（稲森一彦君） この農業振興検討委員会につきましては、この場でい
ろいろ事業を実施していくわけではありません。

また、その事業に伴う予算もつける場ではございません。農業再生協議会のほうでも、
議員おっしゃられたとおり、担い手とか、ほかの事業ございますけれども、その中でま
た事業を行い、それで予算を付ける。国からの補助事業もありますし、この検討委員会
で検討した結果を町長のほうに答申を行い、その結果を経て予算化できるものについ
ては、この再生協議会のほうで予算化して事業を実施していくというふうなかたちになる

うかというふうに考えております。

○町長（長谷和人君） 今、農林振興課長が答弁してくれているところでございますが、この中で、例えばテーマを絞らせていただくということであれば、今、私が一時歩みを止めさせていただいております農業公社の問題でございますね、その方向につきましても、12月でございましたか、全員協議会の中で説明させていただいているんですけど、その原案あたりも実は作らせていただきまして、この委員会の中で、先ほど言うておりましたように、揉ませていただけないかというふうにも思っておりますし、それから新規、スマート農業という新規の事業もございますので、これ私、公約にも挙げさせていただいているんですけども、その検討もさせていただけないかと、私もうたっておりますんで、そういうのも現実的にこの委員会の中で、ご発言をお伺いしたらどうかとか、それから、作業受託というのがありますね、各、今、受託農家が5、6軒かございますか、そういうふうなことで、今後どういうふうにして農業が振興が可能なのかどうか、そういうのをこの委員会の中で揉んでもらうということ、私はお話ししているわけでございますんで、農業再生の目的と、またこちらの委員会の目的は、全く違っているということで、ご理解していただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、立ち上げ当初はとりあえず公社の話と、そのスマート農業に関する話と、ヘルパーということで、さっき課長からは担い手のほうもと言われたんですけど、担い手のほうは当然、農業再生協議会という協議会がありますので、本当に町が取り組まなければならない大きな課題を、ここで、この検討会でやっていくということよろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、私が申したのは、その3点ほど代表を説明したわけでございますので、今後はこの中でいろいろ私が考えているようなところがございまして、この件について委員会の中に諮問させていただいて、揉んでいただいて、そしてその結果を制度化することが可能であれば、また議員の皆さん方にも説明させていただきながら、議会のほうでも揉んでいただいて制度化するというふうなことで、私はやりたいということでございますので、先ほど言った3つほど言った部分が全てではございませんので、例を、例示したということだけをご理解いただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、「湯前町農業振興検討委員会設置条例の制定について」を採

決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第4号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第4号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ793万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億377万円とするものがございます。

主な補正につきましては、3月22日に投開票が行われる熊本県知事選挙に係る事務経費、農業振興検討委員会に係る委員報酬等の経費、湯前中学校外部改修工事設計業務委託の補正が主なものがございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第8号）の主な内容について、ご説明いたします。議案書の事項別明細書の歳出11ページをご覧ください。

款2総務費、項4選挙費、目6県知事選挙費は、3月の熊本県知事選挙に関する経費について、3月5日予定の告知日以降の期日前投票及び3月22日の投開票当日までに必要な経費を補正させていただくものがございます。補正額全体で348万3,000円の補正でございます。主なものは、選挙管理委員会委員報酬、また期日前投票期間の期日前投票管理者、また期日前投票立会人の報酬を計上し、そして3月22日の投票日における投票管理者、投票立会人、また開票管理者、開票立会人、それぞれの報酬等の予算を計上いたしました。

節3、職員手当は期日前投票事務に要する職員の時間外勤務手当を、そして節7賃金には、臨時事務職員の賃金を計上いたしました。

節11需用費に、選挙に関わる消耗品など、そして節12役務費には、入場券郵送代、そして町内31箇所のポスター掲示版設置の経費を計上いたしました。

なお、歳入のほうで、県支出金による選挙費委託金347万6,000円を計上しております。

次に、12ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料は、マイナンバー制度に関する母子保健情報の連携を行うことから、

健康管理システムの改修が必要となったことで、その委託料99万円を計上いたしました。

なお、歳入のほうで、母子保健事衛生費国庫補助金の3分の2の委託金、66万円を計上いたしております。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費のほうに、先ほど条例制定で可決いただいた、農業振興検討委員会10名の委員報酬と費用弁償を計上いたしました。今年度は3月までに1回の会議を計画するところでございます。

次に、款9教育費、項1教育総務費、目3学校施設整備費、節13委託料は、湯前中学校の屋根及び外壁の改修工事の基本設計が終了し、本格的な実施設計を行いたく、340万円を計上いたしました。主な改修の内容は、屋上の屋根の防水シート張替え、壁面の補修工事が主な内容での実施設計を行うものでございます。

次に、歳入の説明です。10ページをお開きください。歳出の説明に説明した以外のものを説明します。

款10地方交付税、普通交付税は今回の補正予算の財源として、39万1,000円を計上いたしました。

款20諸収入、項4雑入、目4雑入は、平成30年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金340万7,000円でございますが、平成30年度における、事務費清算による金額の確定によるもので、計上いたしました。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○3番（森山 宏君） 保健衛生総務費について伺います。この健康管理システム改修業務委託料、毎回毎回、業務委託のシステム改修というのが出てくるわけなんですけど、まずこれは、何の分のシステム改修費なんですか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 今回、補正に挙げていますシステム改修につきましては、健康管理の中での母子保健情報のことでございまして、妊婦さんの検診情報、出産時の状況、乳幼児期の各種健診状況、発達情報、歯科検診情報などの母子保健情報を、個人番号と連携させることで、自治体間で移動しましても情報連携共有ができるよう改修するものであります。

また、このマイナンバーカードの普及の後押しの意味もあると思われませんが、今年度中に実施する場合は、3分の2の国庫補助が付くということですので、今回、補正予算で計上させていただいたところでありまして。

○3番（森山 宏君） マイナンバーに伴う母子保健のシステム改修というふうに伺いましたが、このマイナンバーのまず普及率から、本町の場合ですね、どのくらいあるのか、また担当課長に伺いますけども、マイナンバーを母子手帳ですか、これに伴うとき

に、取得されている方がどんだけおられて、どんだけの活用が期待されているわけでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） まず、今ご指摘の本町におけるマイナンバー個人番号カードの取得状況につきましては、本日現在でちょっと見てみますと、申請枚数が455、既に交付されたのが402ということで、町民全体から見ますと、約10.6パーセントというふうな取得状況でございます。

今回、保健衛生費の国庫補助金の要望調査が、まず昨年8月に実施されまして、その時点で今回の母子保健情報連携システムの改修事業を希望されたところが、県内では45市町村のうち34市町村、76パーセント、4分の3でございました。昨年12月にさらに追加要望の調査がありまして、来年以降補助の見込みがないということでしたので、本町も要望したところであります。

よって、今年度中に実施する団体は更に増加しているところであり、今回対象となる住民、特に若いお母さんのことを考えますと、国、県、他の市町村と歩調を合わせまして、住所が変わっても、情報が共有連携できるよう改修を行うところであります。マイナンバーにつきましては、10パーセント程度でございますが、既に取得された方にとりましては、マイナンバーを取得することで、そういう情報共有ができるということで思われておりますので、そのような希望を叶えるという意味でも、今回の情報のシステム改修を行うところでございます。

○3番（森山 宏君） はい、あのマイナンバーの取得状況は分かりましたけれども、このシステム改修でですね、もしもマイナンバーを持っておられたならば、どこに行こうがこれを提出すると受診歴とか履歴が分るよということだろうとは思いますが、このシステム改修、補助金があっけんが使わんばんとは分かりますけれども、3分の1は町単ですので、これをした上で本町の対象者活用というのは、どの位の見込みを考慮しておらるっでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 先ほど申しましたように、町民の10パーセントが取得されておりますが、その内その世代の方が、何名取得されているかは、ちょっとそこまで把握してはおりません。

先ほど申しましたように、そういうふうな今後の情報連携をするために、マイナンバーカードを取得されている方にとりましては、これはもうそういうことができ当然という市町村の中で、マイナンバーを取得するところのメリットとして言われておりますので、取得されました方にとりましては、そういうふうな情報連携が取れるように、町としても対応しなければならないなというふうなことは思っております。それが何人利用するかにつきましては、現在では、まだ詳しくは言えないところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 12ページの農業振興検討委員会委員報酬について伺います。

これは先ほどの説明の中で、1回分ということでありましたが、1回分でよいでしょうか。町長の答弁の中でも、まずはこれで取り組んでいきたいということでしたが、公社の問題は非常に緊急性が高いものです。1回でいいのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回の補正につきましては、令和元年度1回というふうにお願いしております。

ただ、新年度予算のほうではですね、今のところまだちょっと町長査定までは終わっておりませんが、年4回を計画しております。必要に応じて、令和2年度以降も今のところ4回ですけども、必要に応じて補正で対応しながら、検討を進めていきたいと、委員会を開催していきたいというふうには思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 公社を例に取りますが、町長に伺います。この検討委員会の答申が来ないと、公社というのは、先に進んでいかない状況なんではないでしょうか。

○町長（長谷和人君） それは、原則からいったら、そういうことになるかなというふうには思っておるんですが、ただ、今、農業公社の例題ございますので、農業公社だけで説明させていただくということで、ご理解していただければと思うんですが、おっしゃるように緊急性もございます。ただ、これ私一度止まらせていただいている見解もございますので、そこらへんはやっぱり慎重に検討を加えながら、走りながら、という部分もあるかもしれませんが、そこは、少しお時間をいただかなければならないのかなというふうにも実は思っておりますので、2通りの考え方で進めさせていただけないかとかように私としては考えておりますので、途中段階で、逐次、こちらのほうに委員会のほうに、提案させて、発議させていただいて、揉んでもらう。または、全部出来上がったやつを揉んでもらう、そういうようなパターンも実は考えられるのかなと思っておりますけども、そこらへんはでき具合によってもですね、次のステップに上がるためには、やはり、最初に申し上げましたでき上がった部分を検討していただくというのも、私としていいのかな、ちょっと思うところもあるところでございますので、そんな感じで検討委員会のほうはさせていただけないかなと、かように思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど、稲森課長のほうからは、農業に関する課題はたくさんありますということでした。

こういうのを速やかに対応していくためには、例えば、来年度4回でいいのかと、開催回数等もありますので、是非そこは柔軟に積極的に進めさせていただきたいという予算だと思いますので、そこはうまい具合に予算化していただきたいと思います。

あともう一点ですね、湯前中学校の外部改修工事設計業務委託料について伺います。これは小学校中学校併せて、1億8,500万円の試算となっております。結構大きな金額です。15年から20年間は、この校舎を維持していきたいということでした。こ

れはもう1億8,500万円の投資ですので、もう小学校、中学校の建物自体は、どういう活用が分かりませんが、15年から20年、維持していくという考えでよろしいのか町長に伺います。

○町長（長谷和人君） これは、全協の中でしっかりと説明をさせていただいているので、今、椎葉議員がおっしゃるとおり、私としても考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今の答弁を踏まえまして、教育長のほうに伺います。建物自体は15年から20年残っていきます。

ということで、将来的には今の小中一貫教育から、義務教育学校、要は小中学校の統合したところに行くという考え方もあると思います。教育長の任期の中では、そこまでは目指さないということだったんですが、将来的にそうなった場合に、今の小学校、中学校の建物の中で、義務教育学校というのを実現していくのか、そのあたりの考えがありましたら、答弁をいただきたいと思います。

○教育長（中村富人君） 義務教育学校をどうするかということのご質問だったと思います。将来的には今の国の流れですとか、いろいろ見てきますと、義務教育学校というのが一つの方向であるかと思えます。

ただ、その中には、施設一体化とか、そういう部分が含まれてきます。施設一体化となりますと、新しい校舎をつくることになろうかと思いますが、それは全協の中でもありましたように、20億程度の費用がかかりますし、大きな事業でございますので、じゃあ義務教育学校をどうしていくかということで、その時々において、検討されるべきことであろうかと思えます。

例えば、今、校舎が2つございますが、一つのほうに、現校舎のほうに、何とか工夫しながら、教室をもっていくとか、それは、その時々の中で検討しながらやっていけばできるのではないか、あるいは、今、中には、幸野溝と道路がありますので、ひよっとしたら、その間を廊下でつなぐとか、そういうことでやろうかとか、それはそのときにされながら、義務教育学校を目指せばいいのではないかと思います。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） 今の考え等も含めまして、前回の全協の中では、学校施設整備基本構想というのを、10年後を目途に策定していくとありました。そういう考えはもっと前倒しで考えていっても、要は建物は残していくけども、義務教育学校というのは、じゃあ将来的にはこのあたりで目指していこうとかいう、その構想も含めて屋根の改修だと思っています。

だからそこは10年先と言わずに、できるところから順々に、総合教育会議等も含めて、検討していかれてはどうかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育長（中村富人君） ちょっと先ほどの説明に加えますが、少なくとも現段階ではですね校舎については、長寿命化を図っていくということで、合意ができていていると思います。その中身をどうするかということで、義務教育学校を導入を早めたらどうかというご質問だったかと思います。

そういうことがあるのではないかとということですね、いわゆるそういうこともありうるのではないかとということだったんですが、ただ、今、考えますと、世の中、本当に進展が早くて、例えば、文科省が職員定数を変える可能性もあります。少子化もありますので、国の教職員の定数というのが、世界的に見ると、とっても低くて、いろんなところから、もっとう定数といえますか、子ども数を減らす、そして職員を増やす、そういうふうな提言がなされています。

少子化の中で、そういうふうに変ってくる可能性もあります。様々な部分で様相が変わってくる面があるかもしれない、とりわけ文科省が将来的には義務教育学校を目指す方向を示しておりますので、そういう方向で法的な整備がなされていったり、そういうことを見極めながら、やっぱりこう対応していく、そういうものかなと、なかなか予想はできませんが、そういう方向かなという思いはしております。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） そういう方向性をですね、町長側、その要は校舎を残すという前提のもとで、ソフト面の検討もしっかり総合教育会議というのを開いていただいて、方向性を意識付けしてもらって、じゃあ将来的に、大体いつぐらいに義務教育学校を目指されるのか、そういうところも戦略的に見えてこないと、ちょっと今回の大改修の屋根になりますので、そこはしっかりと位置付けを、今後は検討していただきたいと思いますが、最後に町長に一言だけ伺います。

○町長（長谷和人君） 先ほど、教育長が答弁しましたように、非常に文科省の制度が、私、ちょっと詳しくないんですが、先ほどちょっと聞いたときにですね、制度改正が非常に多岐にわたってくるのではなかろうかというお話でございました。

その中で、校舎の位置付けも、椎葉議員のおっしゃるようなかたちで、早めに総合教育会議ですか、そちらの中でやっぱり今後の検討のあり方につきましても十分議論して、そして早く計画書を作ったほうがいいだろうというお話しでございましたので、ある程度ですね、ペーパー紙で何枚かということならば、簡単にできるかと思えますけども、全体的に網羅したときに、向こう10年位の教育のスパンというのは、やっぱり先ほど

申しましたように、文科省の中で制度が見直されるという部分がございますので、示された時点で、最善な最新版のやつで作るべきかなと思うところがございますので、そこはしばらく時間をいただかないとしょうがないかなと、現時点でちょっと思っているところがございます。ご理解いただければというふうに思っているところがございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----
○議長（倉本 豊君） これで、令和2年第1回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----
閉会 午前11時08分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員